

# 伊勢国員弁川沿岸の条里遺構

—— 桑名・員弁郡を中心として ——

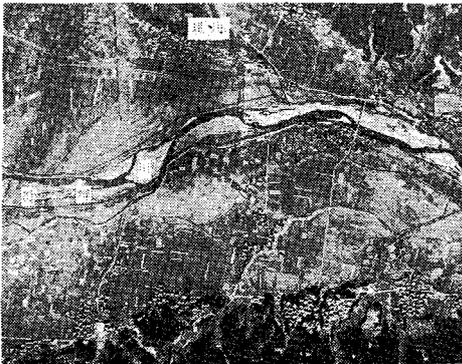
倉 田 康 夫

はじめに

大化・律令時代以後法令をもって伊勢国にも条里制が施行され、その地域は伊勢湾沿岸の平野部即ち桑名・員弁郡、三重郡（含旧朝明郡）、飯南部・多気郡、河芸郡（旧河曲郡・奄芸郡）等がそれである。

筆者は、去る昭和三十年より三重県立神戸高校教諭仲見秀雄氏と共に、伊勢国古代・中世史研究の手がかりとして、伊勢国全域の条里制遺構調査を行い、この程一応その調査を終った。結果の詳細な報告は何れ別の機会に行う予定である。私達がこの条里調査を始めた主眼は、伊勢に於ける古代・中世史の究明にあるが、此の地域は歴史的にも未開拓の上に、関係史料の乏しい為に先ず現在の条里遺構を調査することから着手しなければならなかったからである。ここではその一部として北伊勢の桑

名・員弁郡について報告することにする。



(員弁郡久米村志知附近航空写真桑名市役所提供)

## 一、条里地割の地形

員弁及び桑名郡の境を流れる員弁川（在良附近より下流を町屋川と称する）は、鈴鹿山脈東山麓の南北に連なる断層崖下に展開する第三紀—第四紀洪積層の間を抜け、この台地を樹枝状に開析して諸支流を集め

て伊勢湾に注ぐ。河の中流部には河岸段丘が形成され、これにのぞむ縁辺部には古い集落が立地して（麻生田・上笠田・下笠田・高柳・大井田等）、ここに多くの条里地割の遺構が認められる。この河川には数条の支流があり（山田川・戸土川・源太川等）、台地の麓に、二次的に形成された小規模な扇状地群を形成、その各先端にも古い集落が立地しているが（麻生田・北金井等）、それらの扇央部は概して水田なく桑畑や森林となり、江戸時代の新田開発村が開けている。

一方桑名郡多度附近は、養老山地地壘地形の断層崖下に広がる西濃三大河川（木曾・長良・揖斐川）の合流部で、冲積平野部を形成し、三河川の度重なる洪水にその流れを変え、条里遺構はほとんど認められない（江戸時代のみでも七〇回以上の氾濫が記録されている）。特にその下流の輪中部と、員弁川（町屋川）の下流旧城南村と旧川越村は今般の伊勢湾台風により大被害を受け、現在でもなほ水田は区劃を失いすっかり変化している。

## 二、条里遺構の分布

員弁川（町屋川）流域の条里については、これに関する史料乏しく、又とくに桑名郡多度以東は三大河川の氾

濫からその遺構すら失われている地域で、両郡とも未復原となっている。

ただこの中で、延暦廿年（八〇一年）の多度神宮寺伽藍縁起資財帳（平安遺文所収二〇号文書）が史料として残存し、文書による条里復原は可能であると思われるが、当の多度附近は遺構も失われ、未調査（本年度に現地調査の予定）のため報告するまでに至らず、後刻報告するとして、ここでは史料のみを挙げるに止める。

「伊勢国桑名郡播粹嶋東庄墾田并田代

始自一条辰田里十二坪並廿五町 始自同条三十一入里二坪  
並卅六町 始自三姫嶋里一坪至十廿坪并廿一町

合墾田并田代捌拾町肆段參伯肆拾歩 大納言正三位  
藤原確黒施入

伊勢国肆町陸段參佰歩

桑名郡野代郷条外里十九室木田式段參佰歩 常荒

次廿室木田玖段 常荒 次廿室木田玖段 常荒

六条九鳥垣里廿四柴原田壹段

田代野式所

条外里門屋原式町 四至東南西北山

七条二多治比辺里田代并山一処、在寺前 四至東小祭社  
南小山

已上、延暦十七年人々所進、

この史料は他に国境の変化を知るにも注目すべきものと思はれ、この中にある「一条辰田里」は、現在愛知県海部郡立田村（立田村は寛永元年の開拓といわれ、古来より荒地となっていた地域を戦国時代になって早急に開拓されたものと思われる）に当り、現在は木曾川の東岸愛知県になってはいるが、もとは伊勢国の所屬で、河川流路の変更によって現在のように区劃されたものと考えられる。愛知県史（第一巻）によれば、木曾川の乱流により名古屋以西の地は何れの所屬ともわからぬまま大体木曾川本流を境にしていたと思はれる。ただ今の、立田村大字森川字梶島は近世までは、佐屋川（天正年間までは流れていたとの記録はあるが、現在は河道を残すのみとなっている）と木曾川・長良川に囲まれた輪中地域で伊勢領（桑名旧領）であったことは確実である。何れにしても木曾川の流路が西方に移動するにつれ、伊勢領にあった立田村が木曾川本流を境にするところから伊勢領を離れたものと思はれるのである。

次に桑名・員弁郡に跨がる員弁川（下流は町屋川）流域については、筆者は現地の役場においてその坪名や地形の遺存を検出してみたが、短時日でもあり主として条里地割辺存有無の調査でもあった為復原については他日

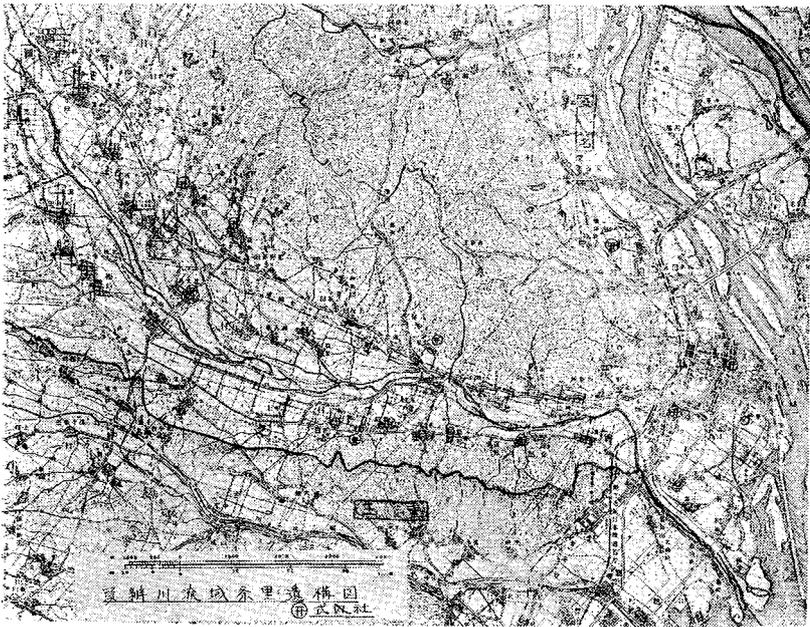
にゆづり遺構分布を説明することにする。地割・小字名などからその分布は地形図にも示した様に、上流はほぼ員弁郡麻生田・丹生川附近より下流は桑名郡城南村（新桑名市）海岸約二・五米の等高線にまで及んでいることが明らかになった。両郡で条里地割を典型的に残している地域は、航空写真で示した様に、久米村の字志知附近であって、地割型も長地型が卓越している。これらの各条里遺構分布からみて、大体四区に分割されており、条里方向は、厳密な東西南北をとらず、地形によって多少異なるも、概ねN三度―十七度Eの方向をとっていることがわかる。

又残存する条里固有名詞や数詞も少く、復原も困難であると思われる。残存の数詞を示せば次の様である。

一ノ坪（旧町村名で示す） 長深（大長村）、小貝須（城南村）、六ノ坪（久米村）、治田（治田村）、八ノ坪（島田）、久米村。

なお東条（大長村）南条（稲部村）北条（梅戸井）などの地名もあるが、これらは位置や方向を示すところからきた名称とも思われ確実なものではない。

この他、間接的な資料として式内社の分布（現在比定できるものは地形図に示す）も条里と一致しているかど



うかは不明である。とくに三里村の字三井は、大安寺伽藍縁起流記資財帳の中に「……百姓墾田御井……」とあり古い開拓地であって、将来検討を要する地域である。

### むすび

法令によって強力な中央集権にもとづく条里制の施行も、具体的に調査していけば、各国・各郡必ずしも共通したものではなく、その地割方向も同一郡内でさえこうした不統一な場合があることは、その施行年代に差違があったことからきているものと思われ、この大事業が、先づ畿内先進地域から模式的に実施され、漸次周辺地に及ぼされ、それぞれの地形に合わせて施行されていたものと思はれるのである。又伊勢国は古代に於ては、地理的に当時の政治の中心地大和からの周辺地帯にあたり、その東国発展への漸移地帯にもなり、その地域性は、条里制そのものの中にも現われている。例えば、桑名・員弁郡に現われる先の条理地割分布の断裂性・地割方向の不統一・条理名の呼称法（条は数字で、里は固有名の上）に数字をつけて呼称された）などは、畿内先進地の大和では見られないもので、伊勢国の周辺地としての性格がみられるのである。ここに私は単に文献のみから歴史学

的に、条里史料と現在名称とをつなげて条里復原をすることの危険を、改めて認識したのである。

以上粗雑であるが、調べ得たものを書き記した。文献史料の乏しい伊勢古代・中世史研究もこれを基礎にして統一的に進展させていけばやがて正確に把握されていくものと信じて止まないものである。未だ一国のまとまった条里制研究の発表が少いので比較検討して詳細論ずることは出来ないが、今後この方面の研究進展を強く望むものである。裏付となる古文書もなく、不慣れな調査で誤りもあるうと思われるが、その意を諒とせられ、大方の御叱正をお願する。

## 附 記

今回の条里調査に際して種々御教示を頂いた立命館大學谷岡武雄氏に対し、又現地の地籍図・航空写真などでお世話になった桑名市役所及び各役場関係者に深甚の感謝の意を表すと共に、昨年の伊勢湾台風による員弁川下流域の被災者に対しては一日も早く復興されることを衷心より御祈り申し上げます。(一九六〇年八月一日脱稿)